

工号	(車工)	日	日	日
職名	労働組合員(労働組合)	月	月	月
氏名		日	日	日
住所		日	日	日

62
85

1962年茅田直野湾村議会臨時会議録

1. 1962年1月12日茅田直野湾村議会臨時会議村役所会議室招集の事

2. 応招議員の次通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	村春 春正	9番	米須 清祐	15番	天久 道雄
4番	佐野 眞慎	10番	村本 正彦	16番	満山 伸太郎
5番	中山 勝豊	11番	花城 清善	17番	安次 富盛
6番	安金 良朝	12番	中里 幸助	18番	稲嶺 盛三
7番	崎岡 健一郎	13番	松本 利宣	19番	宮里 敏行
8番	知原 正大	14番	山本 朝徳		

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員の次通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	村春 春正	9番	米須 清祐	15番	天久 道雄
4番	佐野 眞慎	10番	村本 正彦	16番	満山 伸太郎
5番	中山 勝豊	11番	花城 清善	17番	安次 富盛
6番	安金 良朝	12番	中里 幸助	18番	稲嶺 盛三
7番	崎岡 健一郎	13番	松本 利宣	19番	宮里 敏行
8番	知原 正大	14番	山本 朝徳		

5. 欠席議員はなし

6. 茅田村自治法第61条の規定により、説明のため会議に出席しなかった者は、次通りである

村長 村春 春勝 助役 吳屋 眞徳 収入役 村春 春松
財政課長 満山 全善 経常課長 澤山 正一

建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 雅俊

7. 本会議の書記は次の通りである。
書記長 松川 正義 書記 西屋 敏 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。
日程1. 議料1千工事情員契約について(屠畜場改築工事)

9. 会議の顛末

議長 出席16名でありました。議会の成否を致し、下、只今より、
村田並鈴澤村議会臨時会を開会致し、(午前10時40分)
会期に於てお諮り致し、

17番 条件は1件であります。午日1日に1211。
議長 只今午日1日の御意見がなされますが、御異議ありせんか。
異議なしと呼ぶ。

議長 御異議がなから、会期は午日1日と決意致し、
4. 会議録署名議員の決意方法に於てお諮り致し、

17番 会議録署名議員の決意の指名に一任する。動議を提出し
ます。
賛成と呼ぶが、あり。

議長 会議録署名議員の議長の指名とする。動議がなされ、所定の
賛成者があり、下、動議は成し、了した。
お諮り致し、動議の通り議長指名と決意して御
異議ありせんか。
(全員異議なし)と呼ぶ。

議長 御異議がなから認め、会議録署名議員の決意は議

	長指名と致します。
	1番 仲村春彦 18番 稲嶺盛三を會議幹事名 議員と致します。
議 長	11番の出陣を報告致します。
"	暫休致致します(午前10時45分)
"	再開致します(午後1時45分)
"	只今列車中の會議を用います。
"	日程の議案材料工事請負契約について(屠畜場改築工事)について 上掲致します。
	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の説明を求めます。
村 長	本案件は屠畜場改築工事下、去る12月、臨時議会上に提案す るに、公設市場と共に入札に付したが、落札出来ず、公平 と話し合がつかぬ下、今回提案に於きますので、直にお覆 り致します。
19番	去る臨時議会の場合にも、契約金が相当の削減があること のことであるが、それについて説明を願います。
財政課長	去る入札の場合、当向の見積額に対して、最低入札額が 18100円で、大々な削減がありまして、落札出来ませ んでした。その後、信用ある業者と話し合いをしたが、業者の 見積りは18600円の手で、どうしても話し合が出来ず、 他の業者を求めて、当局と設計者と話し合の結果、14800円 で引き受ける様になりました。
	是に入札に付した時にも、業者は設計見積を杜撰に計算

	12大315浦ヨが出水りでは111ガと思ふ。
8 番	契約金の問題ですが、前にも3,000井、又今度も3,000井 の差があるが、見積の問題か、又内容の変更でもし たか、履行期限は7月、今月から4ヶ月半と訂してお き、どうせよ、契約の相手方が玉城村の人である その人の信用度に依つては、
財政課長	水道工事のボラーをぬいたので、価格は下がつて 安くしたせよではあり、設計士の言うには、木の 見積りは許して去つてありました、1坪120井位だと、 便所、浴室を入れて、118井50仙になります。
8 番	水道工事、ボラーを前の設計からぬいてやると、4 等は302の場合、予算額は120井位と、
財政課長	ボラー3,200井、水道工事400井見積つてあり 工事期間に依つては、予備の場合3ヶ月と、現場の場合3 ヶ月を予定してありましたが、入札の場合、業者から 4ヶ月半位はかかる筈でありました、 又玉城村の信用度に依つては、前に宇直新湾の水道 工事にもあり、玉城村の役所建築も、表債でな てあります。
8 番	予算と實際との支出に、2,000井余の差額があるが、 これに依つて説明願います。
財政課長	当初ボラーは高報の方で、3,200井を予定してあり が、沖根製であり、1,500井位では求められ 残つたのが、1,000井あり、追加変更を したと、

19 番	水道工事 木匠一諾にやらねば出来ないのである と思ふが、今後の見通しについてはどうか!	
財政課長	水道工事は水道課が直管でやる。又木匠一ノノに 先にも申し上げに、平行してやらせて貰ふと思つて 19 番	
水道工事の面では水道課といたし、新しい事業がある と思ふが、どうなう方法でやるか。又木匠は日本に 財政課長	コサダリでも、その位の木匠一ノノを取らなければ 製を求めたいと思つておきます。 水道工事の件については、水道課で出来るか否か です。お預りしてある。	
12 番	先に入札見積額が18,600井と、今度の場合14,800井と なつておるが、約4,000井の差額があるが、水道、木匠一 めきりての入札であるが、二ヶ長について説明願 又、建設は水道工事の業者であると思ふが、建築関係の経験 はあつたか、	
財政課長	木匠一ノノは水道はぬきにしてあります。	
議長	暫休致し(午後2時10分)	
"	再開致し(午後2時40分)	
19 番	木匠一ノノの経費を除いて、何帯施設は含んで 財政課長	は含んでおきます。
議長	建物の声があるが、復議を打切つて 異議なしと申す。	
"	御異議がなければ認め、復議を打切つて " 討論を求めます。	

17 番	<p>不乗に賛成であります。</p> <p>本来については、納得が行かない点があるが、どうも本会計年度において実施しなければならぬ事業があるから、予算の範囲内で努力して施行しようとする。</p>
8 番	<p>本来に賛成であります。要望を申し上げたい。</p> <p>予算を更正してやるべき点は、気を付けてほしい。例として10,000円で落札出来たものが、5,000円の更正で引いてやるべき点は、どうかと思う。</p> <p>又、積り出し方には、もっと研究を怠らなくて、業者にも充分納得が行くように説明をしようとする。</p>
12 番	<p>致しです。</p>
議長	<p>外にありません。討論を打ち切りたいと思うが、</p> <p>異議なしと承知。</p> <p>御異議がないので討論を打ち切り、表決に付します。</p> <p>本来に御異議ありません。</p> <p>(全員異議なしと承知)</p> <p>御異議がないので認め、議案第1号工事費請負契約に同意を不承に可決と承知致します。</p>
19 番	<p>暫く休憩致します。(午後2時45分)</p>
19 番	<p>再開致します。(午後2時57分)</p>
議長	<p>これを以て日程を終了致します。木田立行、村議会臨時会を閉会するべく致します。</p> <p>皆様には長時間に亘り、慎重に御審議をうかがうことになりました。閉会(午後2時58分)</p>

上記會議の次第は書記の記載に依りてあるが、その
内容の正確であることを証するため、ここに署名する

1962年1月12日

宜野湾村議會議長 崎間 健一
議事録署名議員 伴村 春正
" " 稲嶺 盛三